

平成 28 年度決算財務書類
注記（連結）

平成 30 年 3 月

明和町

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

一般会計等、全体については各注記に記載。連結財務書類の作成においては、連結団体が作成した財務書類を公会計に読み替えて作成しており、会計処理の手法などはそれぞれの団体の手法によります。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

一般会計等、全体については各注記に記載。連結財務書類の作成においては、連結団体が作成した財務書類を公会計に読み替えて作成しており、会計処理の手法などはそれぞれの団体の手法によります。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

一般会計等、全体については各注記に記載。連結財務書類の作成においては、連結団体が作成した財務書類を公会計に読み替えて作成しており、会計処理の手法などはそれぞれの団体の手法によります。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

一般会計等、全体については各注記に記載。連結財務書類の作成においては、連結団体が作成した財務書類を公会計に読み替えて作成しており、会計処理の手法などはそれぞれの団体の手法によります。

(5) リース取引の処理方法

一般会計等、全体については各注記に記載。連結財務書類の作成においては、連結団体が作成した財務書類を公会計に読み替えて作成しており、会計処理の手法などはそれぞれの団体の手法によります。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

一般会計等、全体については各注記に記載。連結財務書類の作成においては、連結団体が作成した財務書類を公会計に読み替えて作成しており、会計処理の手法などはそれぞれの団体の手法によります。

(7) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっています

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

一般会計等、全体については各注記に記載。連結財務書類の作成においては、連結団体が作成した財務書類を公会計に読み替えて作成しており、会計処理の手法などはそれぞれの団体の手法によります。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

初年度のため変更はありません。

(2) 表示方法の変更

初年度のため変更はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

初年度のため変更はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

① 連結会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
後期高齢特別会計	特別会計	全部連結	
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	
館林消防組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	9.60%
館林衛生施設組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	12.57%
邑楽館林医療事務組合 （一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	4.60%
邑楽館林医療事務組合 （病院事業会）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	4.58%
群馬県市町村会館管理組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	2.86%
群馬県後期高齢者医療広域 連合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.66%
群馬県市町村総合事務組合 （自然災害）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	2.34%
群馬県市町村総合事務組合 （非常勤）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	2.17%
群馬県市町村総合事務組合 （学校医）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	4.00%
群馬東部水道企業団	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	3.51%
明和町土地開発公社	地方3公社	全部連結	

② 連結の方法は次のとおりです。

ア 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

イ 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及は、次のとおりです。

一般会計等、全体については各注記に記載。連結財務書類の作成においては、連結団体が作成した財務書類を公会計に読み替えて作成しており、会計処理の手法などはそれぞれの団体の手法によります。

(5) 付属明細書「有形固定資産の明細」に係る事項

連結団体において、「有形固定資産の明細」の提出が間に合わなかった団体が複数あり、公表に足る正確性を持ったものが作成できないため、作成を省略する。